

訪問看護重要事項説明書

(介護保険)

貴殿に対する訪問看護サービス及び介護予防訪問看護サービスの提供開始にあたり、当事業所が貴殿に説明する重要事項は次のとおりです。

1. 法人概要

法人の名称	合同会社 結
所在地	射水市小島 608-4
代表者	早川 幸村

2. 事業所概要

事業所名称	結リハビリ訪問看護ステーション
所在地	射水市三ケ 1525 - 402 号室
管理者名	八箇 有希
電話番号	0766-73-2719
介護保険事業所番号	1661190080

3. 事業所の職員体制

- (1) 管理者：看護師若しくは保健師：1人（常勤）
- (2) 看護職員：保健師、看護師又は准看護師：常勤換算 2,5人以上（管理者含む）
- (3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士：必要に応じて雇用し配置する。

4. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日まで ※土曜は相談に応じて可能
休日	土・日曜日、年末年始（12月30日から1月3日、その他会社の定める休日）
営業時間	午前8時30分より午後5時30分 常時24時間、利用者やその家族からの電話等による連絡対応体制を整備する

5. 事業目的

この訪問看護事業は、安心して在宅生活を送ることができるよう、専門性を生かし心身機能、日常生活活動の維持、向上に努めます。また、主治医や他職種と密接に連携し、訪問看護計画に基づき訪問看護を提供することを目的とします。

6. 運営方針

- (1) 訪問看護の実施に当たっては、利用者の心身の特性を踏まえて、日常生活動作の維持、向上を図るとともに利用者の生活の質が高められるような在宅療養生活の充実に向けて支援します。
- (2) 事業の実施に当たっては、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努め、総合的な支援を心がけます。

7. サービス提供地域

- ・射水市 ※射水市以外の地域に関しては相談に応じて可能。

8. サービス内容

看護師その他省令で定める者が療養上の世話又は必要な診療の補助を行うサービスで、主治医の指示に基づき次の内容のサービスを行います。

- ① 病状・全身状態の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事及び排泄等日常生活の世話
- ④ 褥瘡の予防
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ 認知症の看護
- ⑦ 療養生活や介護方法の指導
- ⑧ その他医師の指示による医療処置

9. サービス利用料金(1割負担の場合)

看護師による訪問	
20分未満	314単位 (303)
30分未満	471単位 (451)
30分以上1時間未満	823単位 (794)
1時間以上1時間30分未満	1128単位 (1090)
理学療法士及び作業療法士、言語聴覚士による訪問	
20分以上	294単位 (284)

※括弧内は介護予防訪問看護

加算料金

複数名加算（2人以上による場合）	30分未満：254単位
”	30分以上：402単位
<ul style="list-style-type: none"> ・身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる ・暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる ・その他利用者の状況等から判断して、上記に準ずると認められる 	
訪問看護中山間地域等提供加算1	5%加算
<ul style="list-style-type: none"> ・射水市外の地域へ訪問する場合 	
早朝（午前6時～午前8時）	25%加算
夜間（午後6時～午後10時）	25%加算
深夜（午後10時～午前6時）	50%加算
緊急時訪問加算I	600単位/月
<ul style="list-style-type: none"> ・利用者やその家族からの相談や連絡に24時間対応することができる体制であること ・計画していた訪問以外の緊急時の訪問ができる体制であること ・都道府県に届け出ていること ・利用者やその家族に緊急時訪問看護加算の算定について書面で説明し、同意を得ていること 	
訪問看護特別管理加算I	500単位/月
<ul style="list-style-type: none"> ・在宅悪性腫瘍等患者指導管理 ・在宅気管切開患者指導管理 ・気管カニューレの使用 ・留置カテーテルの使用 	
訪問看護特別管理加算II	250単位/月
<ul style="list-style-type: none"> ・在宅自己腹膜灌流指導管理 ・在宅血液透析指導管理 ・在宅酸素療法指導管理 ・在宅中心静脈栄養法指導管理 ・在宅成分栄養経管栄養法指導管理 ・在宅自己導尿指導管理 ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理 ・在宅自己疼痛管理指導管理 ・在宅肺高血圧症患者指導管理 ・人工肛門、人工膀胱の設置 ・真皮を越える褥瘡 ・週3日以上点滴注射 	
<ul style="list-style-type: none"> ・対象の利用者について訪問看護の実施に関する計画的な管理を行っていること ・利用者や居宅介護支援事業所が訪問看護事業所を選定する上で必要な情報として届出していること ・訪問の際、利用者の症状が重篤だった場合、速やかに医師による診療を受けることができるように支援すること ・「真皮を越える褥瘡」の利用者には、1週間に1回以上、褥瘡の状態の観察・アセスメント・評価を行い褥瘡の発生部位と実施したケアを訪問看護記録書に記録すること ・「週3日以上点滴注射」の利用者には、点滴注射が終了した場合、その他必要な場合、主治医に速やかに利用者の状態を報告し、点滴注射の実施内容を訪問看護記録書に記録すること 	

ターミナルケア加算	2500単位
<ul style="list-style-type: none"> ・24時間連絡できる体制を確保し、必要に応じて訪問できる体制を整備していること ・体制の届出を行っていること ・主治医との連携の下に、ターミナルケアに係る計画、支援体制について利用者とその家族に説明し、同意を得てターミナルケアを行っていること ・死亡日、死亡日前14日以内に2日（末期の悪性腫瘍等の特定の利用者については1日）以上ターミナルケアを行っていること ・ターミナルケアの提供について必要な事項が適切に記録されていること 	
訪問看護初回加算Ⅰ	350単位
訪問看護初回加算Ⅱ	300単位
<ul style="list-style-type: none"> ・新規の利用者 ・過去2月間利用がなく、新たに訪問看護計画書を作成する利用者 ・要支援から要介護への区分変更の利用者 ・初回加算Ⅰは、病院・診療所などから退院した日に初回の指定訪問看護を行った場合 ・初回加算Ⅱは、病院、診療所などから退院した翌日以降に初回の指定訪問看護を行った場合 	
訪問看護退院時共同指導加算	600単位/回
<ul style="list-style-type: none"> ・病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院から退院・退所する利用者やその看護にあたる者に対して、病院等の主治医、その他従業者と共同して在宅での療養上の指導を行うこと ・退院時共同指導の内容を提供すること ・退院・退所後に訪問看護を行うこと ・退院時共同指導の内容を訪問看護記録書に記録すること 	

※ 1単位当たりの利用料金は10円です。

理学療法士、作業療法士による訪問時の減算について

- ①・前年度の理学療法士、作業療法士による訪問回数が看護職員による訪問回数を超えている
 - ②・緊急訪問看護加算、特別管理加算および看護隊阿世強化加算いずれも算定していない場合
- のいずれかに該当する場合、1回につき8単位を所定単位数から減算します。

12か月を超え、介護予防訪問看護費の算定をしている場合は1回につき15単位を所定単位数からさらに減算します。

介護予防訪問看護費の減算を算定していない場合は1回につき5単位を所定単位数から減算します。

- ① 訪問看護サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣の定める基準によるものとし、該当指定訪問看護が法定代理受領サービスである時は、その1割又は所得に応じて2割または3割の額とします。ただし、介護保険法令に基づいて、保険給付を償還払い（いったん利用料の金額を支払い、その後市町村から9割分の払い戻しを受ける方法）の方法をご利用の場合は、お申し出ください。
- ② 提供を受ける訪問看護サービスが介護保険の適用を受けない部分又は、支給限度額を超えたサービスにおいては、利用料の全額をお支払い頂きます。
- ③ 毎月15日前後に前月分の請求明細書をお渡しします。
- ④ 毎月の利用料は、原則として口座引き落としとさせていただきます。

その他の利用料

死後の処置	10,000円（保険外）
-------	--------------

10. キャンセル料

サービスの変更については、サービスの実施予定日の前日までに当事業所へご連絡下さい。ご連絡がなかったために生じた障害については、サービス提供料の50%をキャンセル料として頂きます。

11. サービス提供を行う訪問職員

- ① サービス提供時に、担当の訪問職員を決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問職員が交代してサービス供します。
- ② 理学療法士等による訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである為、利用者の心身の状態等を評価する観点から、利用開始時、以降は定期的に看護職員による訪問を行わせて頂きます。

※職員は、常時身分証明書を携行しておりますので、必要な場合はいつでも、その提示をお求め下さい。

12. 苦情申し立て窓口

訪問看護サービスについて、ご不明の点や疑問、事業所が提供するサービスへの不満・苦情がございましたら、お気軽にご相談ください。窓口担当者と管理者が責任を持って調査、改善させていただきます。

結リハビリ訪問看護ステーション 相談、苦情窓口

相談先	結リハビリ訪問看護ステーション
相談担当責任者	八箇 有希
受付時間	月曜日から金曜日/9時から17時
電話番号	0766-73-2719

※公的機関においても、苦情申し出ができます。

射水市の介護保険担当窓口（介護保険課）	射水市新開発 410-1 TEL 0766-51-6627
富山県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情・相談窓口	富山市下野宇豆田 995-3 (縣市町村会館内) TEL 076-431-9833
富山県福祉サービス運営適正化委員会	富山市安住町 5-21 (社会福祉協議会内) TEL 076-432-3280

13. 緊急時の対応

訪問看護サービスの提供を行っているときに利用者の容態に急変が生じた場合、必要に応じて応急手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡を取るなど必要な対応を講じます。

14. 事故発生時の対応

- ① 訪問看護サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の家族・主治医・居宅介護支援事業者・市町村等の連絡を行い、必要な措置賠償を行います。
- ② 賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行いません。
- ③ 事故が発生した場合、その原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。

15. 感染予防のご協力について

当事業所では感染予防の観点から、訪問時にサービス前後で手洗いを行わせて頂いております。これに際して、洗面所等の使用の許可をお願い申し上げます。

16. 虐待防止について

事業所は利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (5) 虐待防止委員会の設置及び委員会における検討結果の周知徹底

虐待防止に関する責任者 管理者 八箇有希